

令和6年11月9日（土）

～後見活動の事例～

「ワークを通じて事例を体験する」

行政書士 中道 基樹

<演習事例>

1、今日に至る経緯

品川区出身のA子さんは、現在85歳。2人兄弟の2番目（兄がいる）として生まれました。

高校卒業後、地元の工場に就職。結婚することもなく55歳まで30年以上働きました。勤務態度もとても真面目だったようです。

品川区内にある両親から譲り受けた築50年の木造1戸建てで一人暮らしをしていました。自由気ままな生活が好きで、普段は家に籠りがち。時々、温泉や神社・仏閣巡りなどの一人旅に出かけていました。自宅には、一人旅の観光地の風景を撮った写真のアルバムや、小さい頃の家族写真のアルバムがいくつもあります。

しかし、ここ数年は、足腰が弱くなり、家にこもりがちでした。

認知症が進み、部屋の中で「通帳が盗まれた」と言っても、何度も110番をしていましたが、警察が来て探してみると、鞆の中から見つかったりします。泥棒が入った気配もありません。

そんな中、昨年年明けに倒れ、救急車で運ばれ1週間入院しました。それがきっかけで、品川区の社会福祉協議会がご本人の状況を把握することとなります。

社会福祉協議会の担当者は、デイサービスの利用を勧め、当初A子さんは嫌がっていましたが、家にゴミが溜まって異臭がすること、ご飯を思うように作れない現状からヘルパーさんが通うことは渋々了承されて、週3回ヘルパーさんが通うようになり、介護保険の申請もして要介護2となりました。

ヘルパーさんとは信頼関係を築きつつありましたが、お金の管理はできません。そのため、公共料金を滞納しています。足の筋力が落ち、腰の状態も良くないので、家で転倒することや、トイレに間に合わずお漏らしをすることも多くなってきました。2階の寝室からの階段の上り下りも大変です。食事は、昼はヘルパーさんが、作るなどして対応。夜は、宅配弁当を頼んでいます。週に1・2回、書道に通っていた時の近所の仲間が、お総菜などを届けてくれることもあります。

ヘルパーさんと担当ケアマネージャーさんとしては、お金の問題もありますし、今後の介護施設への入居の可能性を考え、そのような手続きをするには「後見人が必要だ」と判断しました。そして、社会福祉協議会を通じて、手続きをしました。通帳はなくしてしまうものの、簡単な計算はでき、日常会話も成り立ちます。そのような状況で「保佐相当」という診断が出て、金融機関との取引・年金の管理・不動産の売買・介護施設への入居契約や介護に関する契約などの代理権が付けられました。

埼玉県川越市に住んでいる兄88才は、高齢で自らも認知症の初期症状があり、要介護1という状況だったため、兄と同居している姪のBさん（60歳）が、申立人として手続きには協力してくれました。しかし、「最近自分も病気がちだし、親（A子さんの兄）の介護もあるので、10年以上も会っていなかった義理の姉の面倒までみる余裕はない。少し距離も遠いし。」

と言っており、自らが保佐人になることは無理であると断られたので、第三者である行政書士がA子さんの保佐人となることになりました。

～メモ～

2、<課題>

保佐人就任後、しばらくは、毎月ご自宅を訪問し、生活費を渡すなどしていました。しかし、家での転倒が頻繁となり、ケガをして入院しました。本人は「早く家に帰りたい」と言っていたので、退院して自宅へ戻りました。しかし、今度はボヤ騒ぎを起こしました。

課題1、この場合、施設（老人ホーム）に入所した方がいいのか？入所する場合、しない場合のそれぞれのメリット・デメリット・懸念点などを考えながら議論してください。

～メモ～

～グループで考えた対応～

(※統一見解でなくて、箇条書きでも良い)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

課題2、(施設側との関係の課題)

その後、横浜ふれあいホームという有料老人ホームへ入居しました。

定期訪問へ行ったら、車いす生活となっていた。

先月までは歩行器で歩いていたのに、このままでは完全に歩けなくなってしまいました。

皆さんならどう考え、どう対応しますか？

～メモ～

～グループで考えた対応～

(※統一見解でなくて、箇条書きでも良い)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

施設や親族への対応の前提として

1、成年後見制度の理念に立ち返る。

(1) 三大理念

①自己決定の尊重

②残存（現有）能力の活用

③ノーマライゼーション

→障害がある人でも家庭や地域において通常の生活を送ることができるよう社会を作ること。

↓

最善の利益（ベスト・インタレスト）

本人の周囲の者のためではなく、本人自身の利益を最優先にしてその職務を行うべき。

(2) 意思尊重義務と身上監護義務

※民法858条

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

①意思尊重義務

例) 愚行権・・・愚かなことをするのも権利である。

②身上配慮義務

③両者の調和

「利用者にとっての最善の生き方」に向けたアプローチが大切

利用者のあるがままの恣意をすべて実現することにあるわけでもない。

一方で、成年後見人等から見た最善の生き方を目指しているのでもない。

もちろん、家族にとって都合が良いだけでも、施設にとって都合が良い生き方を目指しているわけではない。

2、課題への対応の指針

- ①本人の意思の尊重の観点からどうか。
- ②本人の保護の観点からどうか。

それに対して、親族や施設の意図・事情はどこにあるのか。
観察力を持って考える。

課題3（家族・施設との課題）

Bさんは、「施設の費用が高くて、A子さんが長生きした時が心配」と保佐人に電話してきます。そして、自宅での生活へ戻してもらうか、安い施設が埼玉にできたのでそちらへ行くかで、「横浜ふれあいホーム」は退去させたいと言っています。A子さんは、最近歩行が困難になり、車いす生活となりました。お花見レクリエーションは、「行かない」と断り、施設の部屋にこもりがちで、時々「品川区へ帰りたい。」とわめいています。食事は三食美味しそうに食べていて、食堂でBGMの音楽が流れると手拍子をしたりしています。

因みに、施設の費用については、100歳までは、今の施設で預貯金が丁度足りる計算で入居しています。

そのような状況で、皆さんはどうしますか？

- ①本人の身体の状況
- ②本人の生活状況
- ③本人の意思、本人の背景
- ④自宅の状況について
- ⑤親族Bさんの意図は？
- ⑥施設の事情・状況
- ⑦その他着眼すべき点など

～考えられる対応～

課題4（看取り）

その後、A子さんは、3年ほど、施設で生活してきました。認知症は進行し、保佐人の名前なども忘れ、住んでいた自宅のこともあいまいになってきました。

肺炎で入院したのをきっかけに自分で食事をするができなくなりました。

胃ろうも考えられましたが、点滴だけで看取りをすることになりました。点滴となると老人ホームを退去せざるを得ず、病院生活となりました。

病院は、寝たきりの人ばかりの6人～8人の大部屋です。以前は話好きでしたが、今はほとんど話すこともできません。施設のようなレクリエーションもほとんどなく、毎日ベッドで過ごすこととなります。A子さんのお兄さんも介護状態で会いに行くことができず、姪のBさんも介護で忙しく会いに行くことができません。そして、そもそも1年ほど前にBさんから「父の介護で忙しいし、Aは、昔我儘だったからもうあまり関わりたくない」と言われていました。

このような状況で保佐人として、どのような身上監護をすることが考えられるでしょうか。

- ① 定期訪問はする必要があるでしょうか。
- ② 定期訪問をしたら、どんなことができるでしょうか。
- ③ 本人とどのように接すればいいでしょうか。
- ④ 病院との関係ではどのようなことができるでしょうか。
- ⑤ Bさんや親戚との関係ではどんなことができるでしょうか。
- ⑥ その他着眼すべき点など

～考えられる対応～